

競争的資金の間接経費の取扱に関する要項

平成 31 年 4 月 1 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、「江戸川大学公的研究費等事務取扱要項」に基づき、競争的資金の間接経費に係る取扱いについて必要な事項を定める。

(間接経費の受け入れ)

第 2 条 研究代表者及び研究分担者は、文部科学省等から間接経費を含む交付決定通知があったときは、間接経費を本学に譲渡するために、間接経費譲渡申出書を速やかに学長に提出しなければならない。

(間接経費の使途)

第 3 条 間接経費は、研究の実施に伴う管理等に要する経費に配分する。

(間接経費の執行)

第 4 条 間接経費の執行は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省庁連絡会申し合わせ)」に基づいて行うものとする。

(間接経費使用実績報告)

第 5 条 間接経費の使用実績報告は、当該年度の末日までに企画総務課より学長宛に報告するものとする。

(細目)

第 6 条 この要項に定めるもののほか間接経費の必要事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。